

## 質問

質問事項1：災害発生時の避難所開設と安否確認システムの導入について

質問要旨：

市民は、非常事態宣言が発出されたなか、各地で発生した地震により、緊急警報が鳴りだしたときに大きな不安を抱きました。

また、これから梅雨入りを迎えます。大雨などによる風水害対策に備えるなかで、自助・共助・公助のあり方についても見直しが必要であると考えています。

そこで、以下について市の見解を伺います。

- 1) 感染症対策を含めた避難所開設のマニュアルと、避難所増設の考えについて。
- 2) 屋上駐車場を設置している市内事業者との災害協定締結の現状と今後の方向性について。
- 3) 屋上駐車場での避難所開設が可能となった場合に、対象地域や対象者、車両の台数制限についての考えについて。
- 4) 自助として、垂直避難、避難所への移動、親族・知人宅への避難などを把握することが可能となる「安否確認システム」（電話・メール・アプリ等での回答が可能）の導入について。
- 5) 要支援者の救援（支援）体制の構築について。

答弁を求める者：市長・担当部長

## 回答

### 1 緊急事態宣言下における感染症対策を含めた避難所開設マニュアルと、避難所増設の考えについて

市では、避難所での感染防止のための対策方針として、過密状態の防止や衛生・健康管理の徹底などを示した「避難所開設・運営における新型コロナウイルス対策マニュアル」を5月に策定し、通常より多くの避難所を開設することについても定めたところでございます。

### 2 屋上駐車場を設置している市内事業者との災害協定締結の現状と今後の方向性について

現在、洪水等の災害において一時避難場所としての施設利用に関する協定を1事業者と締結しているほか、協定の締結に向けて、協議中の事業者が1事業者ございます。今後におきましても、市民が避難することが可能である事業者と協議を進めてまいります。

### 3 屋上駐車場での避難所開設が可能となった場合に対象地域や対象者、車両の台数制限についての考えについて

屋上駐車場につきましては、指定緊急避難場所に避難することができなくなった方の緊急一時的な避難・退避場所としての利用を基本とするものでございます。車両の

台数につきましては、制限を設けるものではなく、事業者から承諾をいただいた範囲での使用となります。

#### 4 自助としての「安否確認システム」の導入について

安否確認システムは、相互の情報交換により、安否等を把握するシステムであると認識しており、自治体における導入実績や活用事例について、調査、研究してまいります。一方、市におきましては、災害時に電話回線を利用して、高齢者や障がい者などの要支援者や、防災行政無線が聞こえづらく、携帯電話やパソコンを利用されない方々などを対象に、安否状況を収集することができる、緊急時一斉情報伝達収集システム「よしかわ安心電話」を平成30年度に導入してございますので、「よしかわ安心電話」を活用して、迅速かつ正確な情報発信を行うとともに、市民の安否情報の把握に努めてまいりたいと考えております。

#### 5 要支援者の救援体制の構築について

市では、自治会や民生委員・児童委員など、地域の方たちが、名簿を活用して、平常時から要支援者の情報を把握し、災害時における避難支援や安否確認に役立てることを目的とした「吉川市災害時避難行動要支援者避難支援計画」を3月に策定したところであり、今後は、より実効性の高いものとするため、地域の避難支援者向けにマニュアルを整備し、引き続き、地域における避難支援体制の構築に努めてまいりたいと考えているところでございます。

担当：市民生活部危機管理課